

藤沢市



令和3年度

大庭台

墓園墓所

令和3年度 平面墓地等使用申込のご案内



平面墓地風景（普通墓地）



平面墓地風景（芝生墓地）

※写真の平面墓地は今回の募集区画とは関係がありません。

申込受付期間 2021年（令和3年）10月15日（金）～21日（木）

＜申込受付時間 午前8時30分～12時 午後1時～5時＞

申込受付場所：大庭台墓園墓所管理事務所

申込期間・場所は厳守してください。

＜お問い合わせ先＞

藤沢市大庭台墓園墓所管理事務所（藤沢市大庭3782番地）

電話 （87）3557（直通）
（25）1111（代表） 内線4140

この募集は、藤沢市が行っており、民間業者と連携・提携はありません。

なお、大庭台墓園内での販売・営業行為・物品頒布は許可を受けた者のみに限られています。

藤沢市役所 福祉総務課（藤沢市役所本庁舎2階）

電話 （50）8258（直通）
（25）1111（代表） 内線3127

郵送によるお申込はできません。また、市民センター・公民館では受付いたしませんのでご注意ください。

この冊子内容をよくご確認のうえ、お申し込みください。

申込状況に関するお問い合わせには、お答えできませんので、ご了承ください。

この冊子は、当選後の手続きが記載されていますので、抽選までは必ず保存してください。

大庭台墓園平面墓地等使用申込のご案内 目次

1 募集区画数、使用料及び管理料等	1
2 申込資格	1
3 申込時の遺骨の範囲	2
4 申込にあたって	2
5 申込受付	2
6 抽 選	3
7 使用者の決定等	3
8 当選後に必要な書類	4
9 墓所使用上の制限	4
10 墓所使用上の注意事項	5
11 募集時の優遇制度について	6
大庭台墓園 平面墓地募集区画（普通墓地）	7
大庭台墓園 平面墓地募集区画（芝生墓地）	8
大庭台墓園 立体墓地募集区画（集合納骨壇）	9
募集区画位置図	10
申込書記載例	12
案内図・交通のご案内・お問い合わせ先	13
申込についてのご注意	14
大庭台墓園平面墓地等申込書	

大庭台墓園平面墓地等 使用申込のご案内

(はじめに)

この小冊子は、使用者から返還され、現在空き墓地となっている平面墓地及び立体墓地の区画(墓所)についての申込資格や方法について説明をするものです。

使用申込には資格制限がありますので、内容を確認し、ご検討のうえ、お申し込みください。今年度から、立体墓地の集合納骨壇も再募集を実施します。お申し込みの際は、種別等を確認のうえ、応募間違いにご注意ください。

1 募集区画数、使用料及び管理料等

※墓石及び工事料金は含まれていません。

種別	面積	区画数	使用料	カロート料 (芝生墓地納骨設備)	管理料 (年額)
普通墓地 (45区画)	4 m ²	39	720,000円		6,732円
	6 m ²	6	1,100,000円		10,098円
芝生墓地 (45区画)	4 m ²	43	720,000円	178,273円	7,920円
	6 m ²	2	1,100,000円		11,880円
集合納骨壇 (5区画)	0.3 m ²	5	267,000円		2,135円

- (1) 使用料は墓地使用開始にあたり納付するもので1回限りです。管理料は大庭台墓園の施設維持管理のため、毎年度、納付していただきます。令和3年度の管理料は月割計算による額となります。
- (2) 芝生墓地に当選された方には専用のカロート料(納骨設備)も納付していただきます(実費)。
なお、この募集に係る芝生墓地カロートは11月末日に設置工事完了の予定です。
- (3) 管理料及びカロート料は、消費税及び地方消費税込みの金額となります。また、使用料は非課税です。
- (4) 当選した場合、使用料及び管理料は定められた納期限までに全額納付していただくこととなります。(P3.7(4)参照)。
- (5) 墓石建立工事(使用者による施工)に要する費用が別途必要です。

2 申込資格

次の(1)(2)(3)(4)(5)全てに該当することが必要です。

なお、当選後の資格審査において、申込資格がないと判明したときは当選を取り消します。

- (1) 申込者本人が2020年(令和2年)10月22日以前から継続して藤沢市に住民登録のある方。
- (2) 遺骨の祭祀の主宰者(喪主等。1遺骨に複数の祭祀の主宰者は認めません。)であること。
- (3) 現に遺骨をお持ちの方で、自宅に保管、または寺院等に仮安置している方。
※他の墓地等に埋葬してある遺骨を当墓地に改葬する場合は申込ができませんが、分骨による埋葬の場合は申込ができませんのでご注意ください。

- (4) 使用開始日から1年以内に遺骨を埋葬できる方。
- (5) 既に大庭台墓園又は西富墓地の使用許可を受けていないこと（同一世帯者を含みます）。

3 申込時の遺骨の範囲

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 親
- (4) 兄弟姉妹(生涯独身であったか、または婚姻したが子のないまま離婚した場合等他に祭祀を主宰すべき親族がいない場合に限り)ます。P4. 8 (5) 参照)

4 申込にあたって

- (1) 募集区画は、全て返還墓地です。
※現状渡しのため墓石建立時に現場合わせが必要となる場合があります。
※集合納骨壇は経年劣化等による傷や汚れがある場合があります。
- (2) 申込できるのは遺骨の祭祀の主宰者(喪主等)で、1世帯1区画です。
※1世帯で2区画以上の申込をした場合、または重複して申込をした場合は、申込及び当選等による全ての資格を取り消します。
- (3) 申込書に必要事項(住所、氏名、埋葬予定者氏名(1人)、申込区画番号)等をボールペン(消えるボールペンは使用不可)または万年筆で記入してください。
記入がない場合、または内容に虚偽が判明した場合は、資格を取り消します。
- (4) 令和元年度及び令和2年度の募集に応募して2回とも落選している方は、優遇措置の対象となりますので該当欄に記入してください。なお、**記入のない場合は優遇の対象となりません**ので、ご注意ください。(P6. 11参照)
- (5) 当選は墓地区画の受付番号で発表します。**申込の際に手渡される申込書(控)(申込書の下の部分)は、再発行できませんので、抽選結果発表まで保管してください。**
- (6) 申込書記入事項に訂正が必要となった場合は、訂正箇所を二重線で消し、正しい内容を記入してください。(修正液や修正テープの使用は不可)

5 申込受付

- (1) 期 間 2021年(令和3年)10月15日(金)～ 21日(木)
 (土、日を含みます。)
- (2) 時 間 ・午前8時30分～12時 ・午後1時～5時
- (3) 場 所 大庭台墓園墓所管理事務所
 藤沢市大庭3782番地
- (4) 提出書類等 ①申込書
 ※郵送での受付はできません。また、大庭台墓園墓所管理事務所以外の受付はしていませんので、ご了承ください。
- (5) 募集区画の応募状況等
申込状況に関するお問い合わせには、お答えできませんので、ご了承ください。
※申込をされる墓所の現地確認を必ず行ってください。
※受付期間中、10月17日(日)終了時点の申込状況を10月18日(月)に大庭台墓園墓所管理事務所に掲示します。また、令和3年度から申込が無い区画については、10月18日(月)以降、大庭台墓園墓所管理事務所にて掲示してお知らせします。

※最終の申込状況を10月22日(金)に、大庭台墓園墓所管理事務所に掲示します。

(6) 申込区画の変更

申込後、区画の変更を希望する場合は、**受付期間中に1回限り**受け付けます。

※変更を希望する場合は、申込事項の訂正が生じます。申込書(控)をお持ちのうえ、大庭台墓園墓所管理事務所で変更手続きを行ってください。

6 抽 選

1区画に対して複数の申込があった場合は、公開抽選により区画ごとに当選者(以下「使用予定者」という。)と1人の補欠者を決定します。

○申込区画の変更や申込辞退があった場合、その番号は欠番となります。

○優遇措置対象者については申込内容を確認のうえ、抽選球を2つにします。

(1) 抽選日時 **2021年(令和3年)10月29日(金)午前9時~**

(2) 抽選場所 大庭台墓園墓所管理事務所

(3) 抽選結果 10月29日(金)の抽選終了後、大庭台墓園墓所管理事務所、市役所本庁舎(1階総合案内)及び市ホームページに掲示します。また、11月2日(火)以降、申込者全員に郵送によりお知らせします。使用予定者には資格審査に必要な書類として次の書類を同封します。

①大庭台墓園墓所使用許可申請書

②誓約書2通(ア)遺骨の祭祀の主事者であること。

(イ)1年以内に埋葬すること。

※抽選結果について、電話でのお問い合わせには、お答えできませんので、ご了承ください。

(4) 補欠者 当選者が辞退した場合に使用予定者となります。次回の再募集の公告の前日までその資格を有します。

7 使用者の決定等

(1) 資格審査

使用予定者から「大庭台墓園墓所使用許可申請書」及び「8 当選後に必要な書類」一式を提出していただき、資格審査を行います。

(2) 書類の提出期限

2021年(令和3年)11月30日(火)

(3) 提出先

大庭台墓園墓所管理事務所(土、日、祝日も受付します。)または藤沢市役所本庁舎2階 福祉総務課(平日のみ受付)

受付時間・・・午前8時30分~12時、午後1時~5時

(4) 使用の許可

①使用予定者に「大庭台墓園墓所使用許可決定通知書」及び使用料、管理料、カロート料(芝生墓地のみ)の納入通知書を**12月6日(月)以降**郵送しますので、**2021年(令和3年)12月20日(月)まで**に金融機関等で納付してください。

※令和3年度の管理料は、使用開始日の属する月(2022年(令和4年)1月)から年度末までの分を月割計算により算定された金額を納付していただきます。

※使用料等が納付されない場合は、使用許可決定を取り消します。

②使用料、管理料及びカロート料の全てを納付された方に「大庭台墓園墓所使用許可証」をお渡ししますので、納付を確認できる領収書等を大庭台墓園墓所管理事務所または福祉総務課(藤沢市役所本庁舎2階)にお持ちください。

(5) 使用開始日

2022年(令和4年)1月4日(火)

8 当選後に必要な書類

当選後に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 住民票（提出日前1ヶ月以内に発行されたもので、本籍、続柄が記載された世帯全員のもの。）→藤沢市役所（市民窓口センターまたは各市民センター）に請求してください。
- (2) 戸籍謄本等…申込者と死亡者との続柄を証明できるもの。（必要に応じ除籍謄本・改製原戸籍の謄本）
※本籍地の市区町村役場に請求してください。
- (3) 埋火葬許可証
 - ・改葬の場合は、「埋蔵証明書」
（埋葬の際、「改葬許可証」が別途全員分必要となります。）
 - ※「埋蔵証明書」については、現在埋葬されている墓地管理者に請求してください。
 - ・死胎児（妊娠4ヶ月以上の胎児）の遺骨をお持ちの方は、埋火葬許可証・母子手帳・病院等の証明書・火葬場の証明書のいずれか。
 - ※戸籍謄本・埋蔵証明書等については、郵送等で取り寄せる場合、時間がかかることがありますので、お早めにご用意ください。
- (4) 遺骨が親・兄弟姉妹の場合、祭祀の主宰者（喪主等）であることを証明できるもの。（誓約書、会葬礼状等）
- (5) 遺骨が兄弟姉妹の場合、兄弟姉妹であること、かつ生涯独身であったか、または婚姻したが子のないまま離婚した場合等、祭祀を主宰すべき親族が他にいないことを確認できる戸籍謄本等。
- (6) 誓約書（使用開始日から1年以内に埋葬する旨）
※使用予定者に用紙を郵送します。
- (7) 大庭台墓園墓所使用許可申請書
※使用予定者に用紙を郵送します。

9 墓所使用上の制限

- (1) 墓所を使用する権利を、相続などの理由で承継する場合を除いて、譲渡及び転貸することはできません。また、区画の変更もできません。
- (2) 当墓所は人の焼骨を埋蔵する目的以外は使用できません(ペット不可)。
- (3) 墓碑は、1墓所1墓石で、使用者の氏名は必ず刻字してください。
なお、集合納骨壇は墓碑の設置は出来ません。
- (4) 墓碑その他の設備の工事を行う場合は、事前に申請し、承認を受けてください。また、設備には高さ等の制限があります。
- (5) 普通墓地では、隣接区画との境界を石材等で区切り、排水措置を講じ、カロート（地下納骨設備）を設けてください。
- (6) 芝生墓地には、カロートが設置済みで、改造することはできません。
- (7) 墓石工事は、別に定める墓石設置基準に基づき、墓所の使用開始日以降に着手してください。
- (8) 集合納骨壇は納骨設備ができており、改造はできません。また、建物内のため、水等をかけることは出来ません。
- (9) 集合納骨壇は防火管理上可燃物を置くことは出来ません。

1 0 墓所使用上の注意事項

(1) 「使用許可証」は、大切に保管してください。

「使用許可証」は墓石の工事、遺骨の埋葬等、墓所の使用に関わる各種手続の際に必要となります。

(2) 墓所内の管理について

①墓所の使用者は、自己管理となる墓所内（使用区画内）を清潔にするよう努めてください。

普通墓地の場合、使用区画内に植えた植物や雑草の手入れ、劣化による墓石等の修理などの維持管理等を行い、隣接墓所に影響することのないようにしてください。

②園内の野生小動物（カラス、ネコ、タヌキ等）により、お供物が散乱される場合があります。飲み物・食べ物等のお供えものはお持ち帰りください。

③芝生墓地（洋式墓地）と集合納骨壇は、構造上塔婆を立てることができませんので、ご了承ください。

(3) 納骨や遺品を埋葬するときは、必ず届出をしてください。

埋葬手続を行わないと、埋葬の事実が管理台帳に記録されません。

また、**遺骨は必ず骨壺に納めて納骨してください。**

改葬により納骨するときは改葬許可証が必要となります。

※墓地のある市区町村に請求してください。

(4) 使用許可の取り消し

次のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

ア 使用者が死亡し、使用者の地位を承継する者がいないとき。

イ 使用者が管理料を2年間納めないとき。

ウ 使用者が使用墓所を許可を受けた目的以外に使用したとき。

エ 使用者が使用料を納付しないとき。

オ 使用者が不在となり、その生死不明の状態が7年間継続したとき。

カ 使用開始日から1年を経過しても遺骨を埋葬しないとき。

キ 使用者が使用墓所を他の者に貸し、又はその使用する権利を他の者に譲渡したとき。

ク 偽りその他不正な手段により、藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例（以下「条例」という。）の規定による許可又は承認を受けたとき。

ケ その他条例及び同条例施行規則の規定に違反したとき。

(5) 墓所の返還について

墓所を使用しなくなったときは、当該墓所を原状に回復して返還届に使用許可証及び必要書類を添えて提出してください。

なお、既納の使用料及び管理料等は、原則としてお返しできません。

(6) 大庭台墓園の利用時間は、通常、午前8時30分から午後5時までです。

大庭台墓園への車の出入りも、同じく午前8時30分から午後5時までです。

(7) 施設管理について

大庭台墓園は都市公園を兼ねた施設です。墓参者以外の方も利用ができることをご理解ください。

なお、墓所管理者（藤沢市）は、次の事由によって生じる使用墓所内の諸設備等の盗難、紛失、破損等の損害についての責任は負いかねます。

ア 第三者による不法行為

イ 地震、噴火、洪水、津波、台風等の天災

1 1 募集時の優遇制度について

今回、優遇措置の対象となる方は、令和元年度及び令和2年度の平面墓地再募集において2回とも落選された方です。申込の際に申告していただくことにより、抽選時の抽選球を2つにする優遇措置を講じます。

なお、この対象者が死亡した場合は、同居の親族に限り、その権利を引き継ぐことができます。ただし、この場合はその事実を証明する書類（誓約書）を申込当日に提出していただくこととなりますので必ずお持ちください。